

大分県 PM2.5 に関する注意喚起の 暫定実施要領

令和 6 年 4 月

大分県生活環境部

大分県 PM2.5 に関する注意喚起の暫定実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合報告について」(平成25年3月1日付け環水大大発第1303013号環境省水・大気環境局長通知)に基づき、微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)に係る注意喚起について、その円滑かつ効果的な実施を図るために必要な事項を定める。

(常時監視)

第2 注意喚起を行うためのPM2.5の測定は、大分県及び大分市大気汚染監視テレメータシステムの測定値によるものとする。

また、気象の観測は、大分県及び大分市大気汚染監視テレメータシステム及び大分地方気象台の観測網によるものとする。

(注意喚起の実施)

第3 大分県生活環境部環境保全課長(以下「環境保全課長」という。)は、大分県内の一般環境大気測定局(別添1)で、PM2.5濃度の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される次のいずれかの場合(以下「判断基準」という。)には、対象地域に注意喚起を行う。

(1) 午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える時

(2) 午前5時から12時までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える時

(3) 午後1時以降は午前5時から各時間帯までの1時間値の平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を越える時

なお、注意喚起の実施に当たっては、実施時間、対象地域、注意事項を示す。

2 環境保全課長は、複数の対象地域の一般環境大気測定局で判断基準を満たした場合は、大分地方気象台に気象状況について確認の上、広域にわたって注意喚起を行うことができる。

3 注意喚起の時間帯は、主に屋外で活動している時間帯として、午前5時から午後8時までの間とする。

(注意喚起の情報提供)

第4 環境保全課長は、注意喚起を実施した時、速やかに報道機関、市町村環境担当課や別添2の関係機関に情報を提供する。

2 対象地域の市町村環境担当課は、関係課に情報提供するとともに防災無線等で広報を行う。

3 対象地域以外の市町村環境担当課は、必要に応じて関係課に情報提供を行う。

4 関係機関は、所管する団体等に対して情報提供を行う。

(情報提供の方法)

第5 環境保全課長は、県民に対して県民安全・安心メール（別添3）及びホームページで情報提供を行う。

2 環境保全課長は、報道機関、市町村環境担当課や関係機関にFAX（別添4）で情報提供を行う。

(注意喚起の解除)

第6 環境保全課長は、第3第1項に規定する注意喚起を行った場合は、「1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となり、1時間値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断した時」（以下「解除基準」という。）には、報道機関、市町村環境担当課や関係機関に別添5によりFAXで情報提供を行う。

ただし、第3第2項に規定する広域的な注意喚起を行った場合は、対象地域内の全ての一般環境大気測定局で解除基準を満たした場合に、一斉に解除を行う。

2 当該日に行った注意喚起は、注意喚起の時間帯に解除基準を満たさない場合には、翌日午前0時をもって自動的に解除されるものとする。

(運用開始)

第7 この要領は、平成25年3月9日から運用を開始する。

ただし、第4の市町村環境担当課及び関係機関からの情報提供は、平成25年3月18日からの運用開始を原則とし、準備が整い次第情報提供を行う。

(附 則)

この要領は、平成25年3月9日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、北部地域及び佐伯地域に関する規定については、平成25年4月27日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

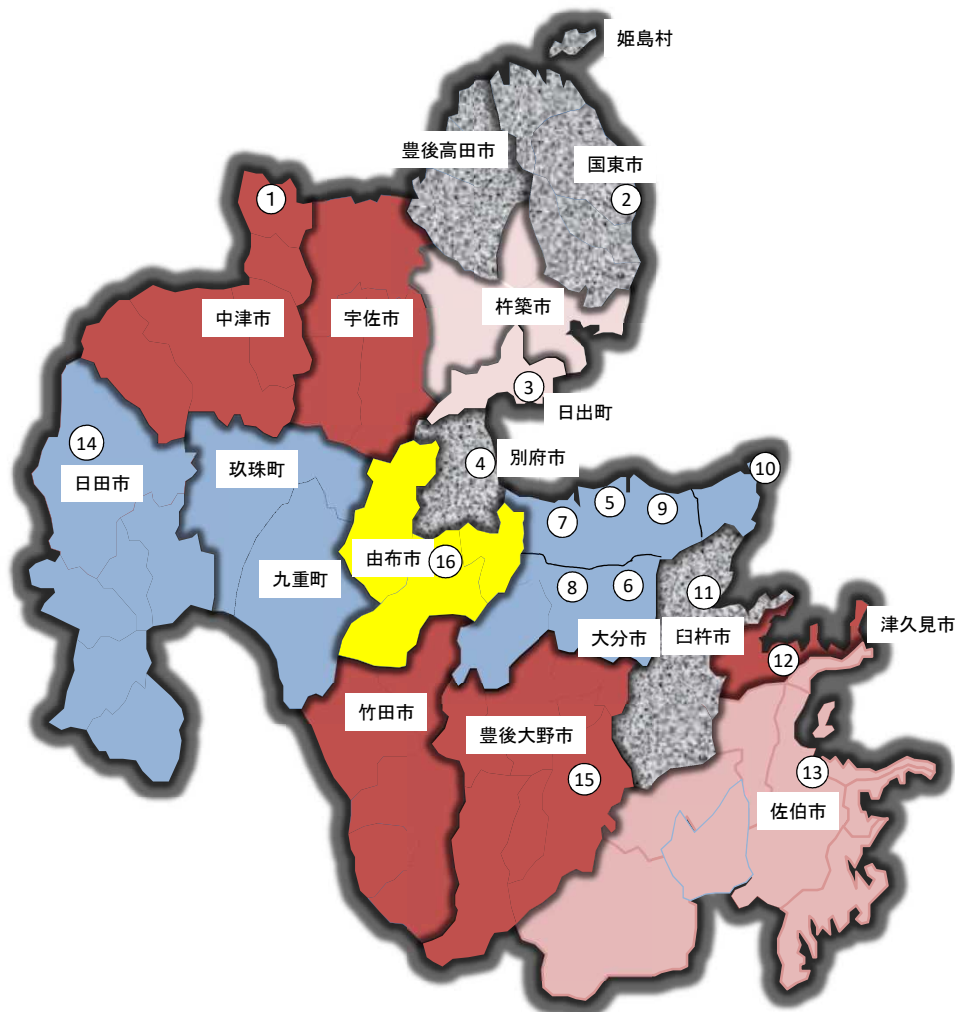
(附 則)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添1 PM2.5に関する注意喚起対象測定局及び地域



PM2.5に関する注意喚起対象地域は、下表のとおりである。

対象地域名	対象市町村	測定局名
中津・宇佐地域	中津市	①中津総合庁舎
	宇佐市	
高田・国東地域	豊後高田市	②国東高等学校
	国東市	
	姫島村	
杵築・日出地域	杵築市	③日出町鷹匠
	日出町	
別府地域	別府市	④青山中学校
大分市	大分市 (全域)	⑤東大分小学校
		⑥戸次中学校
		⑦王子中学校
		⑧西部清掃事業所
		⑨大在小学校
		⑩佐賀関小学校
臼杵地域	臼杵市	⑪臼杵市役所
津久見地域	津久見市	⑫津久見市役所
佐伯地域	佐伯市	⑬南部振興局
日田・玖珠地域	日田市	⑭西部振興局
	九重町	
	玖珠町	
豊肥地域	豊後大野市	⑮豊肥保健所
	竹田市	
由布地域	由布市	⑯由布保健部

注)ただし、第3第2項に規定する広域的な注意喚起を行う場合は、この限りではない。

別添2

PM2.5に関する注意喚起実施時の役割一覧表

本庁関係部署一覧

	名称	主な役割
1	総務部 学事・私学振興課	各種私立学校に情報提供する。
2	企画振興部 広報広聴課	マスコミ対応等を行う。
3	福祉保健部 福祉保健企画課	関係各課・室を通じて、社会福祉施設等に情報提供する。
4	福祉保健部 医療政策課	県医師会を通じて、医療機関及び県立大分看護科学大学に情報提供する。
5	福祉保健部 健康政策・感染症対策課	大規模な健康被害の発生に備える。
6	生活環境部 消防保安室	消防本部に情報提供する。
7	農林水産部 農林水産企画課	所管する団体に情報提供する。
8	教育庁 学校安全・安心支援課	教育事務所等を通じて、小中学校・県立学校に情報提供する。

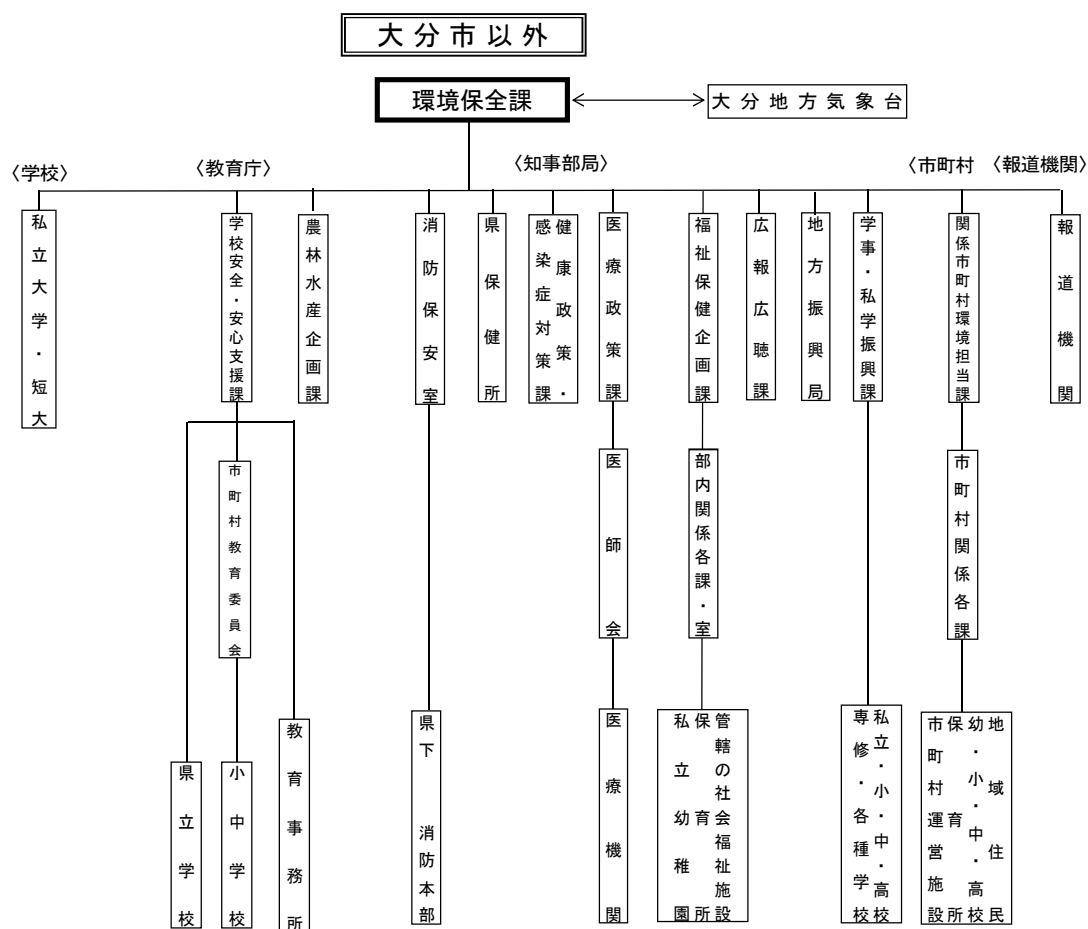
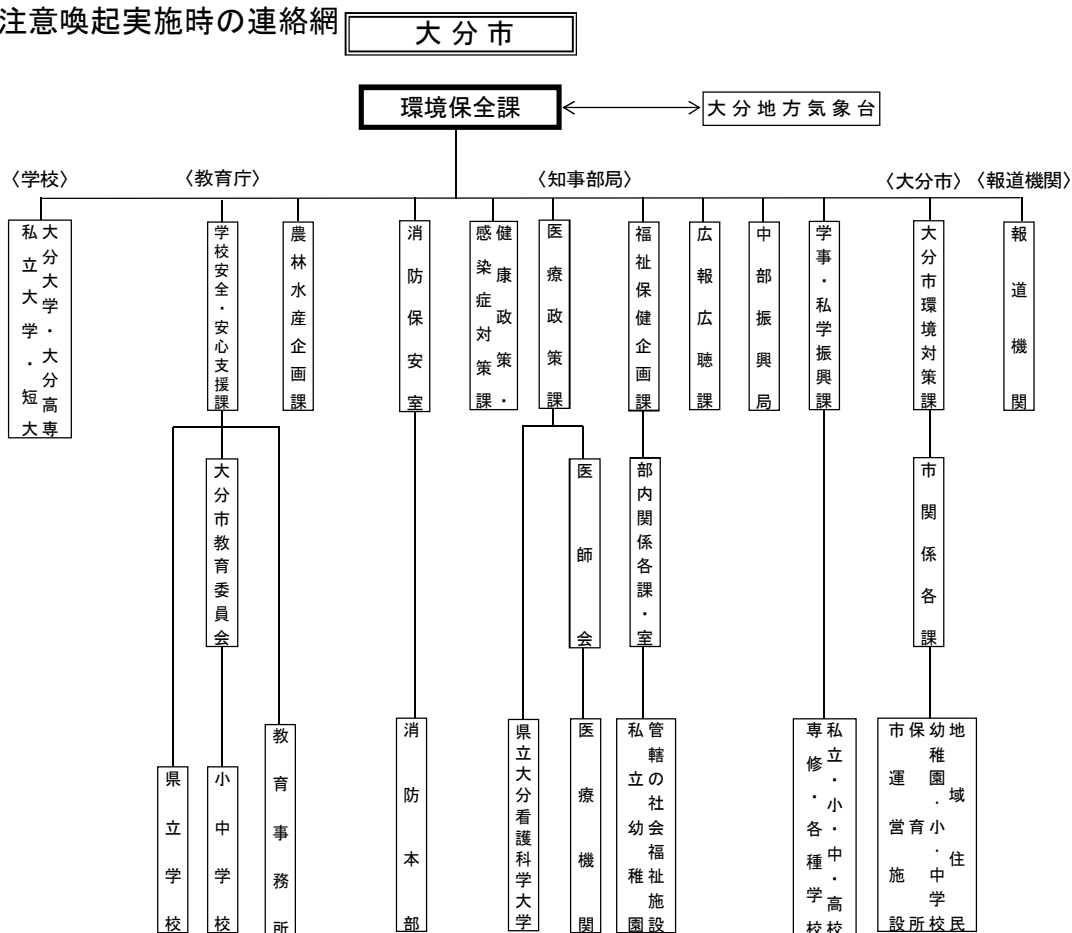
出先機関等一覧

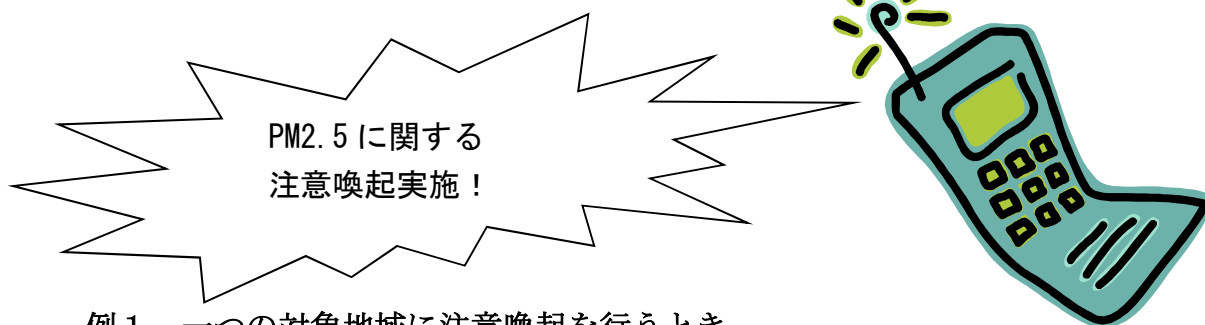
	名称	主な役割
1	地方振興局	県民からの問い合わせ対応
2	各保健所(保健部)	県民からの問い合わせ対応や健康危機管理対応等
3	衛生環境研究センター	測定データの検証等を行う。

外部機関一覧

	名称	主な役割
1	各市町村環境担当課	一般市民や関係各課に情報提供する。(教育機関、福祉施設等)
2	大分地方気象台 観測予報	気象情報の提供等を行う。

別添2 注意喚起実施時の連絡網





例 1 一つの対象地域に注意喚起を行うとき

お知らせ名	PM2.5に関する注意喚起について
お知らせ PM2.5 注意情報	<p>本日、〇〇測定局（〇〇市）で注意喚起の判断基準（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$）を超えると予想される PM2.5（微小粒子状物質）を計測したので、〇〇地域（〇〇市、〇〇町）に対して PM2.5 に関する注意喚起を行います。</p> <p>屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。また、不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。</p> <p>呼吸器系（ぜん息など）や循環器系（心臓病など）の疾患がある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われています。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静にしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受けましょう。</p> <p>なお、注意喚起の時間帯は、当日の午前5時～午後8時までです。午後8時までに改善がみられた場合は、解除のお知らせをします。午後8時までに改善しない場合は、翌日午前0時をもって、自動解除されます。</p>

例 2 複数の対象地域に注意喚起を行うとき

お知らせ名	PM2.5に関する注意喚起について
お知らせ PM2.5 注意情報	<p>本日、〇〇測定局（〇〇市）、△△測定局（△△市）で注意喚起の判断基準（日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$）を超えると予想される PM2.5（微小粒子状物質）を計測したので、〇〇地域（〇〇市）、△△地域（△△市）に対して PM2.5 に関する注意喚起を行います。</p> <p>屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。また、不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。</p> <p>呼吸器系（ぜん息など）や循環器系（心臓病など）の疾患が</p>

	<p>ある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われて います。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静 にしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受 けましょう。</p> <p>なお、注意喚起の時間帯は、当日の午前5時～午後8時ま でです。午後8時までに改善がみられた場合は、解除のお知 らせをします。午後8時までに改善しない場合は、翌日午前 0時をもって、自動解除されます。</p>
--	--

例3 広域にわたって注意喚起を行うとき

お知らせ名	PM2.5に関する注意喚起について
お知らせ PM2.5 注意情報	<p>本日、〇〇測定局（〇〇市）、△△測定局（△△市）、□□ 測定局（□□市）で注意喚起の判断基準(日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると予想される PM2.5(微小粒子状物質)を計測したの で、〇〇地域（〇〇市）、△△地域（△△市）、□□地域（□ □市）、××地域（××市、××町）、※※地域（※※市）【状 況によっては県内全域】に対して PM2.5 に関する注意喚起を 行います。</p> <p>屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしまし ょう。また、不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。 換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。</p> <p>呼吸器系(ぜん息など)や循環器系(心臓病など)の疾患が ある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われて います。体調に変化を感じたら、速やかに屋内に入って安静 にしてください。症状が回復しないときは、医師の診察を受 けましょう。</p> <p>なお、注意喚起の時間帯は、当日の午前5時～午後8時ま でです。午後8時までに改善がみられた場合は、解除のお知 らせをします。午後8時までに改善しない場合は、翌日午前 0時をもって、自動解除されます。</p>

PM2.5に関する注意喚起について

PM2.5の1日平均値が暫定指針(70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超えると予想されるため、

本日 時 分、 地域に対して

PM2.5に関する注意喚起を実施します。

PM2.5濃度は、 時現在

$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 中津総合庁舎 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 大在小学校 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 国東高等学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 佐賀関小学校 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 日出町鷹匠 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 臼杵市役所 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 青山中学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 津久見市役所 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 東大分小学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 南部振興局 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 戸次中学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 西部振興局 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 王子中学校 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 豊肥保健所 測定局
$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 西部清掃事業所 測定局	$\mu\text{g}/\text{m}^3$ 由布保健部 測定局

注意喚起発令時の留意事項

- 屋外での激しい運動、長時間の運動をなるべく減らしましょう。
- 不要不急の外出はできるだけ減らしましょう。
- 換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。
- 呼吸器系(ぜん息など)や循環器系(心臓病など)の疾患がある方、子供、高齢者は、より影響を受けやすいと言われていています。
体調に異常を感じたら、速やかに屋内に入って安静にしてください。

- ・ 注意喚起及びその解除を行う時間帯は、多くの人が屋外で活動をする午前5時から午後8時です。
- ・ 上記時間内に1時間値が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となり、70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断した場合は、注意喚起の解除を行います。
- ・ 午後8時まで解除の基準を満たさなかった場合は、翌日午前0時で自動的に解除されます。

大分県生活環境部 環境保全課

電話:(097) 506-3114

FAX:(097) 506-1747

PM2.5に関する注意喚起を解除しました

本日 時 分、 _____ 地域に実施した

PM2.5に関する注意喚起を _____ 時 _____ 分

に解除しました。

PM2.5濃度は、 _____ 時現在

_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 中津総合庁舎 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 大在小学校 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 国東高等学校 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 佐賀関小学校 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 日出町鷹匠 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 臼杵市役所 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 青山中学校 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 津久見市役所 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 東大分小学校 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 南部振興局 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 戸次中学校 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 西部振興局 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 王子中学校 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 豊肥保健所 測定局
_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 西部清掃事業所 測定局	_____ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 由布保健部 測定局

大分県生活環境部 環境保全課

電話:(097) 506-3114

FAX:(097) 506-1747

mail: a13350@pref.oita.lg.jp